

地域福祉・健康づくりの拠点

「健康福祉センター『プラム』」が完成

全国的な高齢化社会の進展に伴い、当町でも65歳以上の人口比率が20パーセントを超えるなど「少子高齢化現象」が進んでおりますが、高齢者の保健・福祉の充実を図ろうと、栗山地先に建設を進めておりました保健福祉センターがこのほど完成し、5月1日から使用が開始されることになりました。今後、福祉や保健に関する各種の教育や相談、健康診査や予防接種など「地域福祉・健康づくり」の拠点として活用されることとなります。

▲施設の概要▼

◆名称 健康福祉センター「プラム」
(☎ 82-33400)

◆場所 横芝町栗山1, 076番地

◆主な施設

- ・一階 床面積1,178㎡
- ・ロビー、事務室、研修室ほか
- ・二階 床面積872㎡
- ・視聴覚室、機能訓練室、調理実習室ほか
- ・エレベーター1基(13人乗り)

▲開館時間▼

・月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで
(土曜日、日曜日、祝日は休館日となりますが、施設は利用することができます)

※ 保健福祉センターとともに建設が進められていた福祉作業所も完成し、名称は「横芝町福祉作業所『たんぽぽ』」と決まりました。

栗山地先に完成した「健康福祉センター『プラム』」

『地域振興券』の交付を開始

個人消費の呼び起こしや地域経済の活性化を通じ、地域の振興に役立たせることを目的として、15歳以下の児童のいる家庭や高齢福祉年金受給者等を対象に、各市町村で『地域振興券』の交付が始まりました。当町では、3月21日(日)と22日(月)の両日、この『地域振興券』の交付が文化会館を会場に行われ、2日間で交付対象者の約70%に当たる2,800名のみなさんに交付が行われました。

《地域振興券使用についての注意事項》

- ・地域振興券の有効期限は、交付開始の日から6ヶ月以内です。(平成11年9月20日まで)
- ・地域振興券を使用できる商店等は、横芝町内で「地域振興券取り扱い店」のポスターの貼ってある店舗に限ります。
- ・地域振興券を使用して行われる取引については、おつりは支払われません。
- ・地域振興券の交換や譲渡、売買を行なうことはできません。

※ 『地域振興券』交付対象者で、まだ申請手続きをしていない方は、役場産業振興課で交付事務を行なっておりますので、早めに手続きしてください。

詳しいことは、産業振興課(☎ 82-1111内線337)へお問い合わせください。

